

## 都道府県による景観条例の制定状況と運用実態

正会員○野村 優太\*1 同 姫野 由香\*2 同 牛 苗\*1  
同 野本 昂\*1 準会員 大堂 麻里香\*3 同 木原 郁乃\*3

7. 都市計画—6. 景観と都市設計 都市計画  
景観法 景観条例 広域景観 景観行政

### 1 背景と目的

2004年、それまでの地方公共団体による自主条例としての景観条例に基づく行為の届出勧告といったソフトな手法では、強制力がないなどの一定の限界<sup>1)</sup>に対応するため、景観法が公布された。景観法は、我が国初の、景観に関する総合的な法律として景観を整備・保全するための基本理念を明確にし、住民、事業者、行政の責務を明確化している。さらに、実効法としての、景観形成のための行為規制を行う仕組みや支援の仕組みも備えている<sup>1)</sup>。景観法が施行され、強制力を伴う景観形成を推進することが可能となり、景観条例などの旧自主条例をもとに景観計画を策定している。現在、景観行政団体は598団体、景観計画は338団体(2013年9月30日時点)存在する。また、景観には、市町村域を超えた広域的な景観も存在している。このような場合、広域景観に関係する景観行政団体が連携して景観の保全に取り組む必要があり、都道府県行政においては支援、誘導の役割が求められる。しかし、景観法に基づく景観計画を策定している都道府県は20自治体(2013年9月30日時点)にとどまっている。

広域景観に関する既往研究には、初期に策定された景観計画の構成から景観課題や他の制度との連動の必要性を指摘した研究<sup>2)</sup>や、行政界を超える眺望景観保全に関する研究<sup>3)</sup>、広域景観計画策定プロセスに関する研究<sup>4)</sup>がある。また、広域景観計画の区域の設定や景観形成基準などの計画内容の傾向を明らかにした研究<sup>5)</sup>があるが、景観計画を策定していない都道府県が半数以上あるにも関わらず、これらの都道府県での景観に関する取り組みは明らかにされていない。

そこで、本研究では都道府県が制定した景観条例を対象とし、その中で景観計画や景観法に委任しない独自の取り組みがどのように定められ、広域の景観形成を推進しているかを明らかにすることを目的とする。

### 2 研究の対象と方法

本研究では、都道府県が制定した39件の景観条例(表1)を対象とした。それらの景観条例の制定状況や地域指定の方法、届出対象行為の設定状況の傾向を明らかにする。

### 3 都道府県の景観条例の制定状況

都道府県による景観条例は1984年のふるさと滋賀の風景を守り育てる条例からはじまり、2004年の景観法公布までに23件の景観条例が制定された。また、景観法公布以降に16件の景観条例が公布されている。さらに景観法公布以前に制定された23件の景観条例のうち、大分県沿道の景観保全等に関する条例を除く22

表1 都道府県の景観条例の制定状況

都道府県	公布年月日(最新改定)	景観に関する条例	担当部課
○滋賀	1984.7.16(2011.12.28)	ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例	土木交通部 都市計画課
○兵庫	1985.3.27(2013.3.22)	景観の形成等に關する条例	県土整備部まちづくり局 総務・地域局 景観・まちづくり室
○熊本	1987.3.16(2009.7.3)	熊本県景観条例	土木部都市計画課
○岡山	1988.3.11(2010.3.22)	岡山県景観条例	環境文化環境企画課
○大分	1988.3.30	大分県沿道の景観保全等に関する条例	建設部 景観・まちづくり室
○山梨	1990.10.20(2012.3.30)	山梨県景観条例	県土整備部県土整備総務課
○広島	1991.3.14(2010.3.22)	ふるさと広島市の景観の保全と創造に関する条例	環境県民局環境保全課
○鳥取	1991.12.20(2009.12.22)	ふるさと鳥取の景観づくり条例	土木部都市計画課
○長野	1992.3.19(2005.10.17)	長野県景観条例	建設部 建設部 都市・まちづくり課
○鳥取	1993.3.26(2007.3.28)	鳥取県景観形成条例	生活環境部暮らしの安心局 住いのまちづくり課
○秋田	1993.3.30(2007.3.28)	秋田県の景観を守る条例	建設部都市計画課
○群馬	1993.10.7(2009.12.25)	群馬県景観条例	県土整備部都市計画課
○岩手	1993.10.26(2011.12.16)	岩手の景観の保全と創造に関する条例	県土整備部 都市計画課
○茨城	1993.10.26(2009.3.25)	茨城県景観形成条例	土木部都市局都市計画課
○沖縄	1994.10.20(2009.12.25)	沖縄県景観形成条例	土木建設部 都市計画・モビリティ課
○青森	1998.3.27(2007.3.28)	青森県景観条例	県土整備部都市計画課
○東京	1997.12.24(2006.10.12)	東京都景観条例	都市整備局都市づくり政策部 緑地景観課
○福島	1998.3.27(2010.10.08)	福島県景観条例	生活環境部 自然保護課
○大阪	1998.10.30(2008.3.28)	大阪府景観条例	住宅・まちづくり部 建築指導室建築企画課
○福岡	2000.10.18(2009.3.30)	福岡県美しいまちづくり条例	建築・都市部都市企画課
○富山	2002.9.30(2004.12.17)	富山県景観条例	土木部建築住宅局
○長崎	2003.3.17(2011)	長崎県美しい景観形成推進条例	土木部都市計画課
○栃木	2003.3.18(2007.3.18)	栃木県景観条例	県土整備部都市計画課
2004.6.18 景観法公布			
○岐阜	2004.12.16(2006.3.22)	岐阜県景観基本条例	都市建設部都市政策課
○山口	2006.3.22	山口県景観条例	土木建設部都市計画課
○愛知	2006.3.26	美しい愛知づくり条例	建設部公園緑地課
○神奈川	2006.10.20	神奈川県景観条例	県土整備局都市部都市整備課
○京都	2007.3.16	京都府景観条例	建設交通都市部都市計画課
○埼玉	2007.7.10(2012.1.27)	埼玉県景観条例	都市整備部 都市計画課
○三重	2007.10.20	三重県景観づくり条例	県土整備部景観まちづくり課
○山形	2007.12.21(2012.3.21)	山形県景観条例	県土整備部県土利用政策課
○鹿児島	2007.12.25	鹿児島県景観条例	土木部都市計画課
○和歌山	2008.3.24	和歌山県景観条例	都市住宅局都市政策課
○佐賀	2008.3.24	佐賀県美しい景観づくり条例	県土づくり課
○千葉	2008.3.28	千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例	県土整備部公園緑地課
○北海道	2008.3.31(2009.3.31)	北海道景観条例	建設部まちづくり局 都市計画課
○石川	2008.7.1	いしかわ景観総合条例	土木部都市計画課
○奈良	2009.3.27	奈良県景観条例	景観・自然環境課
○宮城	2009	宮城県美しい景観の形成に関する条例	土木部都市計画課

※都道府県名の○は景観法に基づく広域景観計画を策定している都道府県

件の景観条例が改正されている。しかし、現在景観条例を施行している39自治体のうち、景観法に基づく景観計画を策定しているのは20件と半数以下にとどまっている。景観条例が制定された時期の分布に関しては、1993年に5件とピークを迎えたあと、横ばいであったが、2004年の景観法公布以降2009年までに16件の景観条例が公布されている。また、最新の改正年の分布に関しては、景観法公布から5年後の2009年の7件をピークに2012年までに22件の景観条例が改正された。しかし、景観法に基づく景観計画を策定している都道府県は20にとどまっており、景観法公布以降に条例が制定または改正されていても十分に景観法を運用できていない可能性があると考えられる。

また、景観条例を担当している部署は、大きく分けて都市計画系が35、自然環境系が4となっている。したがって都市計画系の部署が担当することが主流になっているが、対象としている地域や景観の特性は多様であり、複数の部署が連携を図っていくことが重要であると考えられる。

#### 4 都道府県の景観条例の運用実態

##### 4-1 景観条例の内容

景観条例に示されている内容は、景観法に基づく景観計画において定められている部分（景観法委任条例部分）と、それ以外の都道府県が必要に応じて独自に取り決めていている部分（自主条例部分）の組み合わせにより構成されている（表2）。

景観法委任条例部分に関しては、景観計画を策定し

表2 都道府県の景観条例の内容

都道府県	景観条例	景観計画	景観条例の内容																		
			理念	責務	景観形成方針	指針目標	地域	役割	基準	行為の届出	大規模行為の届出	特定行為の届出	連携支援	普及啓発	助言	指導	勧告	罰則	審議会	住民協定	地域協定
北海道	北海道景観条例	有 (20)	●	●	●	●	●														
青森	青森県景観条例		●	●	●	●	●														
岩手	岩手の景観の保全と創造に関する条例																				
山形	山形県景観条例			●	●	●	●														
福島	福島県景観条例			●	●	●	●														
埼玉	埼玉県景観条例			●	●	●	●														
東京	東京都景観条例			●	●	●	●														
長野	長野県景観条例			●	●	●	●														
石川	いしかわ景観総合条例			●	●	●	●														
三重	三重県景観づくり条例			●	●	●	●														
滋賀	ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例																				
奈良	奈良県景観条例			●	●	●	●														
京都	京都府景観条例			●	●	●	●														
大阪	大阪府景観条例			●	●	●	●														
和歌山	和歌山県景観条例			●	●	●	●														
鳥取	鳥取県景観形成条例			●	●	●	●														
岡山	岡山県景観条例			●	●	●	●														
熊本	熊本県景観条例			●	●	●	●														
長崎	長崎県美しい景観形成推進条例			●	●	●	●														
福岡	福岡県美しいまちづくり条例			●	●	●	●														
宮城	宮城県美しい景観の形成に関する条例		●	●	●	●															
秋田	秋田県景観を守る条例		●	●	●	●															
茨城	茨城県景観形成条例		●	●	●	●															
栃木	栃木県景観条例		●	●	●	●															
群馬	群馬県景観条例		●	●	●	●															
千葉	千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例		●	●	●	●															
神奈川	神奈川県景観条例		●	●	●	●															
山梨	山梨県景観条例		●	●	●	●															
富山	富山県景観条例		●	●	●	●															
岐阜	岐阜県景観条例		●	●	●	●															
愛知	愛知県景観条例		●	●	●	●															
兵庫	景観の形成等に関する条例		●	●	●	●															
鳥取	ふるさと鳥取の景観づくり条例		●	●	●	●															
広島	ふるさと広島景観の保全と創造に関する条例		●	●	●	●															
山口	山口県景観条例		●	●	●	●															
徳島	住環境美しい景観づくり条例		●	●	●	●															
大分	大分県沿道の景観保全に関する条例		●	●	●	●															
鹿児島	鹿児島県景観条例		●	●	●	●															
沖縄	沖縄県景観形成条例		●	●	●	●															
計/39			15	33	24	13	26	5	10	28	10	21	24	19	14	18	21	7	32	13	2

ているすべての都道府県においていずれかの行為の届出が設定されている一方で、景観計画を策定していない都道府県では、7自治体においていずれの行為の届出も定められていない。そのため、これら7自治体における景観条例は目標や方針を示すにとどまっており、具体性に乏しく拘束力が弱いといえる。

自主条例部分に関しては、連携支援、普及啓発、勧告、罰則、審議会、住民協定、地域協定について示されている。審議会が82%と多くの条例で定められていることから、ほとんどの条例で専門家や住民など多様な視点からの意見に基づき審査できる場が用意されているといえる。また、景観条例で住民協定や地域協定を定めている都道府県では、任意で取り決めできるため、地域の個々の問題に対してより柔軟性をもって、きめ細かな対応ができると考えられる。連携支援は62%にとどまったが、個々の景観に身近な市町村を都道府県が広域的な視野をもって支援していくことが重要であると考えられる。

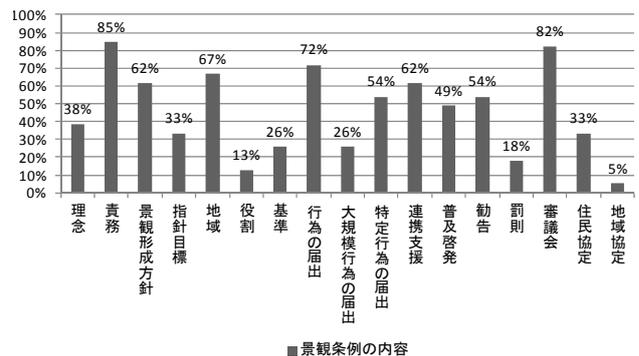


図1 都道府県の景観条例の内容の割合

#### 4-2 地域指定の傾向

景観条例における地域指定の範囲と方法を把握した。景観計画を策定している全ての都道府県で、景観計画において地域の指定を行っている。また、景観計画を策定していない都道府県では、指定したそれぞれの地域に対して、計画を定めることとしている。

地域指定の範囲は、景観計画策定済みの景観行政団体を除く地域全域を、何らかの地域として指定している条例が2自治体、部分的に地域を指定しているのは24自治体、さらにその内部に重点的に整備する地域を指定しているのは3自治体、全く指定していないのが13自治体であった(表3)。このことより、半数以上の自治体において、全域ではなく主に優先して整備すべき地域のみを指定している傾向にあることがわかる。

表3 地域指定区分

地域指定の範囲	全域 (景観計画策定済み 景観行政団体を除く)			なし
地域指定の方法	指定地域、それ以外	指定地域のみ	指定地域のみ (内部に更に指定)	指定なし
都道府県	岩手, 埼玉 (2)	北海道, 福島, 東京 長野, 奈良, 和歌山 鳥取, 熊本, 岡山 山形, 京都, 福岡 秋田, 群馬, 山梨 富山, 兵庫, 鳥根 広島, 大分, 沖縄 (21)	石川, 滋賀, 栃木 (3)	青森, 三重, 長崎 大阪, 宮城, 茨城 千葉, 神奈川, 岐阜 愛知, 山口, 佐賀 鹿児島 (13)
概要図				

また、地域指定の方法に関しては、「自然地形」、「伝統・歴史」、「沿道・沿線」、「眺望」、「観光・拠点」、「都市施設集積」、「その他」の7種類の組み合わせにより地域指定が行われていることがわかった(表4)。山地や田園、湖沼、海岸など「自然地形」のまとまりごとに行う地域指定と、「伝統・歴史性」を考慮した地域指定、国道や県道など「沿道・沿線」を重視した地域指定の組み合わせが、多くの都道府県で採用されている。岩手や福島などでは優れた「眺望景観」の形成を意識した地域指定も行っている。また、観光上重要な地域を指定したもの(福島や東京など)や、都市地域の集積を指定した地域(岩手や埼玉など)が存在した。その他には、住民の提案に基づいて地域を指定するもの(埼玉, 和歌山)や、県民の景観に対する意識や社会経済情勢の変化に対応して行う地域指定(奈良)など、柔軟な対応が可能な地域指定も存在した。

#### 4-3 届出対象行為

景観条例において、どのような行為を届出対象としているのかを行為別に集計した(表5)。景観計画を策定している都道府県の景観条例は景観計画において定められている行為を対象とし、景観計画を策定していない都道府県の景観条例は、独自の計画の中で定められている行為を対象として集計した。

表4 地域指定の方法

都道府県	種類	指定地域名	計画	地域指定方法							
				自然地形	伝統・歴史	沿道・沿線	眺望	観光・拠点	都市施設集積	その他	
北海道	1	広域景観形成推進地域	景観計画	●		●					
岩手	2	一般地域 重点地域	景観計画	●		●	●			●	
山形	1	景観形成重点地域	景観計画	●	●						
福島	1	景観形成重点地域	景観計画	●	●	●	●	●			
埼玉	3	一般課題対応区域 特定課題対応区域 景観形成推進区域	景観計画	●		●				●	
東京	2	景観基本軸 景観形成特別地区	景観計画	●		●					
長野	2	景観育成重点地域 景観育成特定地区	景観計画	●	●	●	●			●	
石川	3(5)	景観形成重要地域 景観形成重点地区 眺望景観保全地域	特別地域 眺望計画	●	●	●			●		
滋賀	3(1)	琵琶湖景観形成地域 沿道景観形成地区 河川景観形成地区	琵琶湖景観形成特別地区 景観計画	●	●	●			●		
奈良	1	重点景観形成区域	景観計画	●	●	●			●	●	
京都	2	複数の市町村の区域にわたる景観を形成している地域 府を代表する景観を形成している地域	景観計画								
和歌山	2	住民提案型景観形成地域	景観計画	●	●	●					●
鳥取	1	景観形成重点区域	景観計画	●	●	●					
岡山	2	景観モデル地区 背景保全地区	景観計画	●	●	●					●
熊本	2	景観形成地域 特定施設届出地区	景観計画	●	●	●				●	
福岡	1	美しいまちづくり推進区域(市町村が指定)	美しいまちづくり計画								●
秋田	1	沿道・沿線地域				●					
栃木	1(2)	景観形成地域 景観形成重点地区	地域景観形成計画 景観形成基本計画	●	●	●			●		
群馬	1	景観形成地域	景観形成基本計画	●	●	●					
山梨	1	景観形成地域	景観形成基本計画	●	●	●					
富山	1	景観づくり重点地域	重点地域基本計画	●	●	●				●	
兵庫	3	景観形成地区 (歴史的景観形成地区・住宅街等景観形成地区 まちなか景観形成地区・沿道景観形成地区) 広域景観形成地域 (風景型広域景観形成地域・沿道型広域景観形成地域) 星室景観形成地域	地域景観形成等 基本計画		●	●				●	
鳥根	1	景観形成地域	景観形成基本計画	●	●	●					
広島	1	景観指定地域(景観モデル地区・景観形成地域)	指定地域基本計画	●	●	●			●		
大分	2	沿道景観保全地区 沿道環境美化地区	沿道景観保全基本計画 沿道環境美化基本計画			●	●				
沖縄	1	景観形成モデル地区	モデル地区基本計画	●	●	●				●	●

※青森, 三重, 長崎, 大阪, 宮城, 茨城, 千葉, 神奈川, 岐阜, 愛知, 山口, 佐賀, 鹿児島は地域指定なし

計/42 23 20 23 5 7 9 8

表5 届出対象行為

都道府県	景観計画	届出対象行為											
		必須届出対象行為			選択可能な届出対象行為								
		建築物	工作物	開発行為	土地の開墾	土石	鉱物	土地の形質	木材	堆積	水面	照明	
北海道		●	●	●									
青森						●	●	●			●	●	
岩手						●	●	●			●	●	
山形						●	●	●			●	●	
福島		●	●				●			●			
埼玉		●	●										
東京		●	●	●									
長野		●	●										
石川		●	●										
三重						●	●	●					
滋賀		●	●							●			
奈良		●	●										
京都						●	●	●		●	●	●	
大阪						●	●	●		●	●	●	
和歌山						●	●	●		●	●	●	
鳥取						●	●	●		●	●	●	
岡山						●	●	●		●	●	●	
福岡						●	●	●		●	●	●	
長崎													
熊本		●				●	●	●		●			
宮城													
秋田		●	●										
茨城													
栃木													
群馬		●											
千葉													
神奈川													
山梨		●				●	●	●		●			
富山													
岐阜													
愛知													
兵庫													
鳥取		●								●			
広島		●								●			
山口													
佐賀													
大分													
鹿児島													
沖縄		●											
計/39		13	7	2		13	23	23	24	15	14	6	4

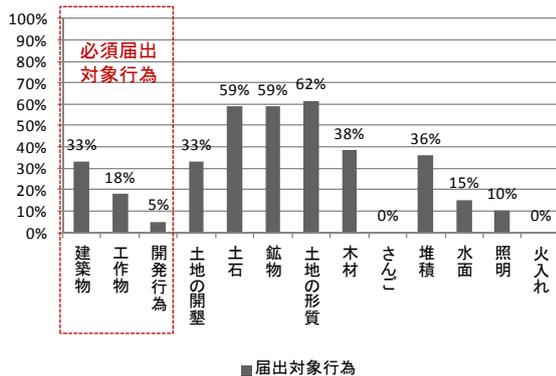


図2 届出対象行為の割合

景観法で必須届出対象行為とされている建築物、工作物、開発行為は、それぞれ 33%、28%、5%であった。景観法に基づく景観計画を策定している都道府県においても 100%となっていないのは、景観法 16 条の中で、第 1 号から第 3 号の必須届出対象行為の他、第 4 号に「良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い、景観行政団体の条例で定める行為」と定められているため、選択可能な届出対象行為のみ書かれている場合があるためであると考えられる。また、景観計画を策定していない 19 の都道府県のうち、12 の都道府県では、景観条例の中で届出対象行為が設定されていない。設定されている 7 の都

道府県における選択可能な届出対象行為は土石、鉱物、土地の形質、木材からの組み合わせとなっている。それぞれの届出対象行為の割合は、土地の形質の変更が 62%と最も多く採用されており、次いで土石の採取と鉱物の掘採 (59%) が採用されている。また、さんごの採取、火入れを設定している都道府県は存在しないことがわかる。景観計画を策定していない都道府県に比べ、景観計画を策定している都道府県の方が、多様な項目を選択可能な届出対象行為として設定していた。

## 5 総括

本研究では、都道府県が制定した 39 の景観条例を対象とし、それらの制定状況や地域指定の方法、届出対象行為の設定状況を整理し、都道府県の景観条例の運用実態を明らかにした。景観法公布以降、38 の景観条例が新たに制定もしくは改正されたが、景観計画を策定している都道府県は 20 にとどまっており、広域景観においては景観法が十分に運用されていないと考えられる。景観条例に示されている内容をみると、景観計画をもたない景観条例は目標や方針を示すにとどまっており、具体性に乏しいと考えられる。地域指定の範囲は、景観計画策定済みの景観行政団体を除く全域を、何らかの地域として指定している場合と部分的に指定している場合、さらに指定した地域内に重点的に整備する地域をしている場合、全く指定していない場合が存在することがわかった。また地域指定は、7 種類の方法の組み合わせによって行われていることがわかった。届出対象行為は、景観計画を策定している都道府県の方が、多様な項目を設定していることがわかった。本研究では景観条例の運用実態を把握したが、その中で示されているそれぞれの項目がどのように活用されているかまでは明らかにできていない。今後は、現状の活用状況を明らかにする必要があると考える。

### 【参考文献】

- 1) 景観まちづくり研究会, 景観法を活かす どこでもできる景観まちづくり 株式会社学芸出版社 (2008)
- 2) 小浦久子: 景観法における景観計画の構成と運用実態に関する研究 - 初期に策定された景観計画を事例として - 日本都市計画学会都市計画論文集 No.43-3, pp.211-216, 2008
- 3) 渋谷和司・中井隆裕・中西正彦: 行政界を超える眺望景観保全に関する研究 - 景観法に基づく景観計画および景観条例に着目して - 日本建築学会都市計画論文集 Vol.47 No.1, 2012.4
- 4) 清水李太郎・出口敦: 広域景観計画策定プロセスに関する研究 - 矢部川流域景観計画を事例として - 日本建築学会大会学術講演集要録 pp.197-200, 2009.8
- 5) 森下泰敬・佐藤誠治・姫野由香・松本彩花・牛苗: 景観法に基づく景観計画の策定状況に関する研究 - 全国における広域景観計画の運用実態に着目して - 日本建築学会研究報告九州支部 269-272, 2013.03

\*1 大分大学大学院工学研究科博士前期課程  
 \*2 大分大学工学部福祉環境工学科・助教 博士 (工学)  
 \*3 大分大学工学部福祉環境工学科 学部生

Graduate Student, Oita Univ.  
 Research Associate, Dept. of Architecture, Faculty of Eng., Oita Univ., Dr. Eng.  
 Undergraduate Student, Oita Univ.